

内閣参質一七四第九〇号

平成二十二年六月十八日

内閣総理大臣 菅 直人

参議院議長 江田五月殿

参議院議員大江康弘君提出宮崎県で発生した口蹄疫に対する防疫措置に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員大江康弘君提出宮崎県で発生した口蹄疫に対する防疫措置に関する質問に対する答弁書
一について

政府においては、御指摘の「ビルコン」について、動物検疫所による輸入検疫の実施時に消毒薬の一つとして使用しているが、備蓄用としては保有していないため、過去の在庫量に関するデータは残っていない。平成二十二年六月十四日時点での在庫量は、動物検疫所北海道出張所（北海道）で五キログラム、動物検疫所仙台空港出張所（宮城県）で五キログラム、動物検疫所新潟空港出張所（新潟県）で十キログラム、動物検疫所成田支所（千葉県）で十五キログラム、動物検疫所中部空港支所（愛知県）で七・五キログラム、動物検疫所関西空港支所（大阪府）で五キログラム、動物検疫所神戸支所岡山空港出張所（岡山県）で一キログラム、動物検疫所沖縄支所那覇空港出張所（沖縄県）で五キログラムである。

なお、農林水産省においては、同年四月二十二日に、消毒薬の必要な在庫水準の維持及びその円滑な流通に努めるよう関係団体に要請したところであり、宮崎県及びその隣接県では必要な量の消毒薬が確保さ

れでいると承知している。

二について

口蹄疫の発生が確認された平成二十二年四月二十日に開催された食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会牛豚等疾病小委員会において、感染経路の究明を行う口蹄疫疫学調査チームの設置を決定し、同チームは、防疫措置の完了した発生農場を対象とした現地調査及び検討会を実施している。今後とも、同チームによる現地調査及び検討会を実施すること等により、感染経路の究明を進め、防疫対応にいかしていく考えである。

三について

政府としては、宮崎県からの要請に基づき、獣医師である職員を同県に派遣とともに、他の都道府県の獣医師である職員及び民間団体の獣医師の宮崎県への派遣について調整を行つており、最も多い日で百八十一名の獣医師が同県に派遣されたところであるが、都道府県の獣医師協会に対する働きかけは行つていない。

四について

農林水産大臣を本部長とする農林水産省の口蹄疫防疫対策本部は、口蹄疫について、発生農場における殺処分、埋却等の防疫措置を強力に推進するため設置しているものである。

内閣総理大臣を本部長とし、内閣官房長官及び農林水産大臣を副本部長とする政府の口蹄疫対策本部は、口蹄疫について、政府としての対策を総合的かつ強力に推進するため設置しているものである。

